

兵庫県公報

平成20年9月25日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

条 例	ページ
議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1
県議会告示	
兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則（議会事務局総務課）	2
議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第5項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程を廃止する規程（議会事務局総務課）	3

公布された法令のあらまし

- 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）
地方自治法の一部改正に伴い、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席する議員に対する費用弁償及び議員の報酬に係る規定等について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則（兵庫県議会告示第5号）
地方自治法の一部改正に伴い、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に係る規定について所要の整備を行うこととした。

条 例

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第42号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

（議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条及び第2条（見出しを含む。）中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第3条第5項中「議長の招請に応じて議会の運営に必要な会議」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場」に改める。

第4条第3項、附則第6項（見出しを含む。）及び附則第7項（見出しを含む。）中「報酬」を「議員報酬」に改める。

（兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

第2条 兵庫県政務調査費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項」を「第100条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

2 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和42年兵庫県条例第42号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 」を「 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 」に、「 報酬の 」を「 議員報酬の 」に改める。

県 議 会 告 示

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 9月25日

兵庫県議会議長 釜 谷 研 造

兵庫県議会告示第 5 号

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会会議規則 (昭和36年兵庫県議会告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

			「 第15章 協議又は調整を行うための場 第123条 (協議又は調整を行うための場) 第16章 議員の派遣 第124条 (議員の派遣) 第17章 補則 第125条 (会議規則の疑義に対する措置) 第126条 (会議規則の改正) 」	
「 第15章 議員の派遣 第123条 (議員の派遣) 目次中 第16章 補則 第124条 (会議規則の疑義に対する措置) 第125条 (会議規則の改正) 」	を	第124条 (議員の派遣) 第17章 補則 第125条 (会議規則の疑義に対する措置) 第126条 (会議規則の改正) 」	に改	

める。

第16章中第125条を第126条とし、第124条を第125条とし、同章を第17章とする。

第123条第 1 項中「 第100条第12項 」を「 第100条第13項 」に改め、第15章中同条を第124条とし、同章を第16章とする。

第14章の次に次の 1 章を加える。

第15章 協議又は調整を行うための場
(協議又は調整を行うための場)

第123条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場 (以下「 協議等の場 」という。) を別表のとおり設ける。

- 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第123条関係)

名 称	目 的	構 成 員	招集権者
各会派代表者会議	議会運営上の重要事項及び議会全体に関わる庶務的事項等の協議又は意見調整	議長、副議長、議長が指名する会派の代表者 (ただし、第 1 会派については 2 名) 並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長	議 長
各会派政務調査会長会	議会における政策形成に必要な協議又は意見調整	議長が指名する会派の政務調査会長 (ただし、第 1 会派については政務調査会長のほか政務調査副会長 1 名)	議 長

広報委員会	議会広報に関わる基本的な事項についての協議又は意見調整	副議長及び議長が指名する会派の代表者（ただし、第1会派については2名）	議 長
正副常任委員長会議	常任委員会の運営上必要な事項の協議又は意見調整	議長、副議長並びに各常任委員会の委員長及び副委員長	議 長
地方議会協議会	県議会と市議会・町議会の意見交換を通じた情報の共有及び政策形成機能の向上	議長、副議長及び議長が指名する会派の政務調査会長	議 長
新議会世話人会設置準備会	一般選挙後、新議会における結成見込みの会派の確定及び新議会世話人会の発足等に向けた協議又は意見調整	議長、副議長、新議会において結成見込みの会派の代表者（ただし、第1会派については2名）並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長	議 長
新議会世話人会	一般選挙後、初議会が招集されるまでの間における新議会発足後の議会運営上の基本的な事項等の協議又は意見調整	議長、副議長、新議会において結成見込みの各会派のうち新議会世話人会設置準備会で決定された比率により選出された関係会派の議員及びオブザーバーとして関係会派以外の会派から各1名の議員	新議会世話人会座長（ただし、第1回目の新議会世話人会については議長）
兵庫県議会情報公開審査会	議長からの意見の求めに応じて、公開決定等に対する不服申立てに係る調査審議	議長が指名する議員（10名以内）	審査会会長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

兵庫県議会告示第6号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第5項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程を廃止する規程を次のように定める。

平成20年 9月25日

兵庫県議会議長 釜 谷 研 造

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第5項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程を廃止する規程

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第5項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程（平成19年兵庫県議会告示第4号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年 9月25日から施行する。